

次期総合的な計画の策定について

1. 経過

これまでの総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされていましたが、国の地方分権改革の下、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは町の独自の判断に委ねられることとなりました。

地方自治法

第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。 ⇒ 削除

総務大臣通知（総行行第57号 総行市第51号 平成23年5月2日）抜粋

第4 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

- 1 市町村の基本構想に関する規定を削除することとされたこと。（旧法第2条第4項関係）

なお、改正法の施行後も、第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例に設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- ： （略）
- 十五 その他法律又はこれに基づく政令・・・

- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

2. 自治法改正後に総合計画を策定した県内自治体の状況

	計画名称	基本構想	議決の根拠	施行日	策定根拠	施行日
		期間				
開成町	第5次開成町総合計画	平25～平36	議会基本条例	平22.4.1	自治基本条例	平23.12.9
伊勢原市	伊勢原市第5次総合計画	平25～平34	議会の議決すべき事件に関する条例	平24.10.18	—	—
清川村	第3次清川村総合計画	平26～平35	総合計画条例	平25.9.30	総合計画条例	平25.9.30
南足柄市	南足柄市第五次総合計画	平27～平35	自治基本条例	平22.10.1	自治基本条例	平22.10.1
逗子市	逗子市総合計画	平27～平59	総合計画策定条例	平26.11.27	総合計画策定条例	平26.11.27
中井町	第六次中井町総合計画	平28～平37	議会基本条例	平25.4.1	自治基本条例	平26.4.1
箱根町	箱根町第6次総合計画	平29～平38	議会基本条例	平25.4.1	自治基本条例	平21.4.1
平塚市	平塚市総合計画 ～ひらつかNEXT～ (基本計画の策定期間は 平28～35)	—	—	—	自治基本条例	平18.10.1
二宮町	第5次二宮町総合計画(策 定時は議決を経ていない)	平25～平35	議会基本条例	平25.4.1	—	—
藤沢市	市政運営の総合指針2020 (総合計画でないが、基本方針 のみ議決を経ている)	平29～平32	—	—	—	—

県内の状況をみると、地方自治法の改正後に基本構想の策定を行った自治体の多くは、「総合計画条例」、「議決すべき事件に関する条例」、「自治基本条例」のいずれかにおいて、基本構想の議会の議決を経て定めること、また、総合計画を策定する根拠を規定しています。